

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により、令和 7・8 年度においてとちぎ広域消防事務組合が発注する工事又は製造の請負、物品の供給、役務の提供等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加できない者及び参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請受付期間、受付場所及び申請方法等について、次のとおり定める。

令和 6 年 11 月 25 日

とちぎ広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

第 1 資 格

1 競争入札参加資格審査の申請ができない者

- (1) 政令第 167 条の 4（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 帯広市の市税を滞納している者
- (3) 消費税及び地方消費税について滞納がある者
- (4) とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成 27 年条例第 1 号）により準用する帯広市暴力団排除条例（平成 25 年帯広市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当する者

2 登録に必要となる資格及びその他の要件

| 契約の種類 | 資格要件 |
|-----------------|--|
| 建設工事 | (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による許可を受けていること。 なお、本社より委任を受け支店等で登録する場合は、当該支店等が建設業の許可を受けていること。 (2) 建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査の総合評定値通知書を受けており、審査基準日が令和 5 年 9 月 2 日以降で、直前 2 か年度決算の申請業種に対応する完成工事高があること。 (3) 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。 ※ 経営事項審査の総合評定値通知書による社会保険加入状況の確認については、次のとおり取り扱う。 ・雇用保険・健康保険・厚生年金保険欄のいずれかが「無」の場合社会保険未加入であった後に当該保険の加入状況が「加入」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を提出すること。 |
| 建築設計 | (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受け、令和 6 年 12 月 1 日現在において登録を受けてから引き続き 1 年以上その事業を営み、かつ、直前 1 か年度決算分の事業高があること。 |
| 測量 | (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量業者としての登録を受け、令和 6 年 12 月 1 日現在において登録を受けてから引き続き 1 年以上その事業を営み、かつ、直前 1 か年度決算分の事業高があること。 |
| 土木設計、地質調査又は技術資料 | (1) 令和 6 年 12 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営み、かつ、直前 1 か年度決算分の事業高があること。 |
| 特例浄化槽工事の契約 | (1) 管工事の申請を行う方で浄化槽工事を希望する場合、特例浄化槽工事業者届出をしていること。 |

| | |
|-----------------|---|
| 物品の供給、役務の提供等の契約 | (1) 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。 |
| 協同組合等 | (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合の場合は、別紙「提出書類一覧表兼チェックシート」を参考にし、証明書等の写しを添付すること。 (2) 経済産業省の各地方経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき又は企業組合、協業組合で設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。 |

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 第1の1(1)、(4)に該当し、又は2に定める資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定により許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第3 資格審査の申請方法、申請受付期間及び受付場所等

| | 建設工事・設計委託 | 物品の供給又は役務の提供等 |
|---------|--|---|
| 申請方法 | 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請。 申請の手引き、必要書類等は、「北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト (http://www.hoctec.info/kyoshin/)」にて確認すること。 | 帯広市が指定する下記の書類の郵送（原則）および持参による紙媒体での申請。 申請の手引き、帯広市様式等については、帯広市ホームページよりダウンロードすること。 |
| 申請期間 | 令和6年12月10日（火）～令和7年1月31日（金）まで （期間中は24時間受付。ただし、開始日は9:00から、最終日は17:30まで） | 令和6年12月10日（火）～令和7年1月24日（金）まで （当日消印有効） |
| 申請先・送付先 | 北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト (http://www.hoctec.info/kyoshin/) | 〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所総務部総務室契約管財課 |

(1) 物品の供給又は役務の提供等の提出書類

- ① 「競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）」（帯広市様式）
- ② 「委任状」（該当者のみ）
- ③ 「使用印鑑届（物品・役務等）」（帯広市様式）
- ④ 「資本関係・人的関係調書（物品・役務等）」（帯広市様式）
- ⑤ 「暴力団排除に関する誓約書」（帯広市様式）
- ⑥ 「履歴事項（又は現在事項）全部証明書」（法人事業者のみ、写し可）
- ⑦ 「代表者身分証明書」（個人事業者のみ、写し可）
- ⑧ 「住民票抄本」（個人事業者のみ、写し可）
- ⑨ 「納税証明書」（写し可）

(1) 全申請者

ア「消費税及び地方消費税」について滞納がないことの証明

(2) 帯広市内に本支店等がある場合

ア「帯広市税」について滞納がないことの証明

イ「消費税及び地方消費税」について滞納がないことの証明

- ⑩「許可、認可又は登録の証明書」の写し（該当者のみ）
- ⑪「代理店・特約店の証明書」の写し（該当者のみ）
- ⑫「損益計算書及び貸借対照表」の写し（法人事業者のみ）
- ⑬「令和5年分の所得税の確定申告書」の控えの写し（個人事業者のみ）
- ⑭印刷部門に申請する場合「印刷設備調書」（帯広市様式）
- ⑮清掃・警備業務に申請する場合「直近の決算年度の帯広市法人市民税確定申告書」の写し
- ⑯協同組合等が申請をする場合
 - (1)「組合構成員名簿」（写し可）
 - (2)「官公需適格組合証明書」（官公需に係る適格組合証明を受けている者のみ、写し可）
 - (3)「当該組合の定款」（写し可）

第4 格 付

次の工種、業務について格付等級を行う。

- (1) 建設工事等 「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」の5工種
- (2) 物品の供給又は役務の提供等 「清掃・警備業務」

第5 登録者名簿・格付の公表

- (1) 帯広市契約管財課にて令和7年4月1日より公表（閲覧方式）予定。
- (2) 帯広市ホームページにて令和7年4月1日より公表予定。

第6 変更が生じた場合の手続

競争入札参加資格の登録内容に変更が生じた場合は、建設工事・設計委託は北海道市町村入札参加資格共同審査システムで、物品の供給又は役務の提供等は競争入札参加資格審査申請書変更届（帯広市様式）等の郵送又は持参で、速やかに届け出る必要がある。

第7 随時申請

令和7年3月17日以降に、随時申請の受付を予定。